



市 章

大津市公報

平 成 28 年 3 月 31 日
号 外 (第 33 号)

発行所 大 津 市 役 所
発行人 大 津 市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

○ 教育委員会規則

- 15 大津市通学区域審議会規則の一部を改正する規則…………… 1
- 16 大津市教育委員会公印規則の一部を改正する規則…………… 1
- 17 大津市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則…………… 2
- 18 大津市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則…………… 2
- 19 大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例の施行に関する教育委員会規則の一部を改正する規則…………… 4
- 20 大津市教育委員会事務局及び教育機関の職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則…………… 4
- 21 大津市教育公務員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則…………… 5

○ 教育委員会訓令

- 2 大津市教育委員会事務決裁規程の一部改正…………… 5
- 3 教育委員会の権限に属する事務を市長の補助機関である職員が補助執行する場合の事務決裁規程の一部改正…………… 5
- 4 大津市教育委員会の事務局及び大津市教育委員会の所管に属する教育機関の職員の条件附採用期間評価に関する規程の一部改正…………… 7

教育委員会規則

大津市通学区域審議会規則の一部を改正する規則を公布する。
平成28年3月31日

大津市教育委員会
委員長 桶 谷 守

大津市教育委員会規則第15号

大津市通学区域審議会規則の一部を改正する規則
大津市通学区域審議会規則（平成25年教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。
第3条第1項第1号中「5人」を「4人」に改め、同項第2号中「1人」を「2人」に改め、同条第2項中「1年」を「2年」に改める。
第7条中「教育委員会事務局教育総務課」を「教育委員会事務局学校教育課」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

大津市教育委員会公印規則の一部を改正する規則を公布する。
平成28年3月31日

大津市教育委員会
委員長 桶 谷 守

大津市教育委員会規則第16号

大津市教育委員会公印規則の一部を改正する規則
大津市教育委員会公印規則（平成10年教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1教育委員会印の表中

| | |
|------------------|--------|
| 委員会名をもって発する一般文書用 | 教育総務課長 |
|------------------|--------|

を

「

| | |
|------------------|----------------|
| 委員会名をもって発する一般文書用 | 教育総務課長 人事課長 |
|------------------|----------------|

に改め、別表第1職印の表滋賀県大津市教育委員会委員長之印

の項を削り、別表第 1 職印の表滋賀県大津市教育委員会教育長之印の項中

| |
|---|
| 2 |
| 3 |

を

| |
|---|
| 1 |
| 2 |

に、

「

| | |
|----------------|--------|
| 教育長名をもって発する文書用 | 教育総務課長 |
|----------------|--------|

」を「

| | | |
|----------------|--------|------|
| 教育長名をもって発する文書用 | 教育総務課長 | 人事課長 |
|----------------|--------|------|

」に改め、別表

第 1 職印の表滋賀県大津市教育委員会教育長職務代理者之印の項中「4」を「3」に改め、別表第 1 職印の表大津市生涯学習センター所長之印の項中「5」を「4」に改め、別表第 1 職印の表大津市立図書館長之印の項中「6」を「5」に改め、別表第 1 職印の表大津市歴史博物館長之印の項中「7の1」を「6」に、「7の2」を「7」に改め、別表第 1 職印の表大津市立坂本公民館分館長之印の項を次のように改める。

| | | | | | | |
|----|----|----|----|----|----|----|
| 削除 | 56 | 55 | 削除 | 削除 | 削除 | 削除 |
|----|----|----|----|----|----|----|

別表第 2 職印の項第 1 号を次のように改める。

(1)

削除

別表第 2 職印の項第 55 号を次のように改める。

(55)

削除

附 則

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

大津市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成 28 年 3 月 31 日

大津市教育委員会
委員長 桶 谷 守

大津市教育委員会規則第 17 号

大津市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則

大津市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和 32 年教育委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 76 号）附則第 2 条第 2 項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の」を削り、「旧法」を「法」に、「第 26 条第 1 項」を「第 25 条第 1 項」に改める。

第 2 条第 1 号中「旧法第 26 条第 2 項各号」を「法第 25 条第 2 項各号」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 教育長は、前項の規定により委任された事務のうち必要と認めるものについて、適宜委員会の会議においてその管理及び執行の状況を報告しなければならない。

第 3 条中「前条」を「前条第 1 項」に改める。

第 4 条中「第 2 条各号」を「第 2 条第 1 項各号」に、「委員会が」を「委員会の」に、「会議において委員会に」を「委員会の会議において」に改める。

附 則

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

大津市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則を公布する。

平成 28 年 3 月 31 日

大津市教育委員会
委員長 桶 谷 守

大津市教育委員会規則第 18 号

大津市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

大津市教育委員会行政組織規則（平成 23 年教育委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 3 号中「教職員係 保健体育係」を「保健体育係」に改め、同項第 4 号及び第 5 号を次のよう

に改める。

(4) 学校給食課 スクールランチ・給食管理係 給食費収納係

(5) 生涯学習課 人権生涯学習係 公民館・社会教育係

第 3 条第 2 項中「学校給食課」を「事務局」に改め、「として」の次に「教職員室及び」を加える。

第 4 条第 1 項の表教育総務課企画総務係の項第 15 号を次のように改める。

(15) 学校（幼稚園を除く。以下この表において同じ。）の規模等の適正化に関すること。

第 4 条第 1 項の表教育総務課施設係の項第 1 号中「（市立の幼稚園を除く。以下この表において同じ。）」を削り、同係の項第 2 号中「市立の幼稚園」を「幼稚園の施設」に改め、同係の項に次の 1 号を加える。

(8) 学校の規模等の適正化に関すること。

第 4 条第 1 項の表児童生徒支援課の項中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号を第 5 号とし、第 3 号の次に次の 1 号を加える。

(4) 大津市立小中学校いじめ等事案対策検討委員会に関すること。

第 4 条第 1 項の表学校教育課指導係の項中第 12 号を第 13 号とし、第 11 号を第 12 号とし、第 10 号を第 11 号とし、第 9 号の次に次の 1 号を加える。

(10) 通学区域審議会に関すること。

第 4 条第 1 項の表学校教育課教職員係の項を削り、同表学校給食課の項及び生涯学習課の項を次のように改める。

| | | |
|-------|---------------|---|
| 学校給食課 | スクールランチ・給食管理係 | (1) 調理員の研修に関すること。 (2) 学校給食の献立の作成に関すること。 (3) 学校給食の調理及び栄養指導に関すること。 (4) 学校給食物資の購入及び副食物の配送計画に関すること。 (5) 学校給食の巡回指導に関すること。 (6) 学校給食に係る調査及び統計に関すること。 (7) 市立中学校（志賀中学校及び葛川中学校を除く。以下同じ。）における学校給食の実施に係る総合企画に関すること。 (8) 市立中学校における昼食の提供に関すること。 (9) 学校給食共同調理場との連絡調整に関すること。 (10) 学校給食共同調理場の維持管理及び修繕に関すること。 (11) 課及び学校給食共同調理場の一般庶務に関すること。 |
| | 給食費収納係 | (1) 学校給食費の徴収に関すること。 |
| 生涯学習課 | 人権生涯学習係 | (1) 生涯学習に係る総合企画及び総合調整に関すること。 (2) 社会教育委員に関すること。 (3) 社会教育施設の設置及び管理に関すること。 (4) 生涯学習センター、北部地域文化センター、和邇文化センター、科学館及び図書館との連絡調整に関すること。 (5) 人権学習の推進に関すること。 (6) 課の一般庶務に関すること。 |
| | 公民館・社会教育係 | (1) 社会教育及び家庭教育の推進に関すること。 (2) 社会教育関係団体等の育成等に関すること。 (3) 青少年及び成人の学習活動の促進並びに指導者の育成に関すること。 (4) 子ども読書活動の推進に関すること。 (5) 公民館の企画、施設整備等に関すること。 (6) 公民館運営審議会に関すること。 (7) 公民館との連絡調整に関すること。 (8) 公民館の一般庶務に関すること。 (9) 大津公民館の指定管理者による管理に関すること。 |

第 4 条第 2 項の表中学校給食準備室の項の前に次のように加える。

| | |
|------|--|
| 教職員室 | (1) 県費負担教職員の任免及び進退の内申に関すること。 (2) 県費負担教職員の福利厚生に関すること。 (3) 県費負担教職員のサービスの監督及び研修に関すること。 (4) 学校の管理運営及び組織編成に関すること。 (5) 県費負担教職員に係る職員団体に関すること。 (6) 大津市立小中学校教員不祥事防止対策検討委員会に関すること。 (7) 私用車による学校への通勤の在り方の検討に関すること。 (8) 室の一般庶務に関すること。 |
|------|--|

第4条第2項の表中学校給食準備室の項に次の1号を加える。

(3) 室の一般庶務に関すること。

第6条第1項の表公民館の項第7号を削る。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において生涯学習課社会教育係長事務取扱を命ぜられていた者は、別に辞令を発せられない限り、施行日をもって生涯学習課公民館・社会教育係長事務取扱を命ぜられたものとみなす。
- 3 施行日の前日において生涯学習課企画公民館係長事務取扱を命ぜられていた者は、別に辞令を発せられない限り、施行日をもって生涯学習課企画公民館係長事務取扱を免ぜられたものとみなす。
(大津市立小中学校教員不祥事防止対策検討委員会規則の一部改正)
- 4 大津市立小中学校教員不祥事防止対策検討委員会規則（平成27年教育委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。
第7条中「教育委員会事務局学校教育課」を「教育委員会事務局教職員室」に改める。

大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例の施行に関する教育委員会規則の一部を改正する規則を公布する。

平成28年3月31日

大津市教育委員会
委員長 桶 谷 守

大津市教育委員会規則第19号

大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例の施行に関する教育委員会規則の一部を改正する規則

大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例の施行に関する教育委員会規則（平成24年教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第3条中「学校安全政策監」を「教育監」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

大津市教育委員会事務局及び教育機関の職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成28年3月31日

大津市教育委員会
委員長 桶 谷 守

大津市教育委員会規則第20号

大津市教育委員会事務局及び教育機関の職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

大津市教育委員会事務局及び教育機関の職員の職の設置に関する規則（昭和62年教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

| | | |
|-------------------|---|----|
| 「 学校安全政策監 」 | 学校の安全確保に関する専門的な知識を必要とする事務の遂行及び学校教育に関する事務事業の調整に当たるとともに、担当職員があるときは、これを指揮監督する。 | を |
| 「 教育監 」 | 学校教育に関する専門的な知識を必要とする事務の遂行に当たるとともに、担当職員があるときは、これを指揮監督する。 | に、 |

「

| |
|----|
| 主査 |
|----|

」を「

| |
|--------|
| 主査 |
| 主任指導主事 |

」に改める。

第 3 条第 3 項の表中

「

| | |
|------------|----------------|
| 生涯学習センター次長 | 女性会館のそれぞれ相当する職 |
| 生涯学習センター参事 | |

」を

「

| | |
|------------|--------|
| 生涯学習センター次長 | 女性会館次長 |
|------------|--------|

」に

改め、同条第 4 項の表生涯学習センター参事の項を削る。

附 則

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

大津市教育公務員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成28年 3 月 31 日

大津市教育委員会
委員長 桶 谷 守

大津市教育委員会規則第21号

大津市教育公務員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則

大津市教育公務員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（昭和61年教育委員会規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 第 2 項の表 4 級の項中「所長」を「教育監、所長」に改め、別表第 1 第 2 項の表 3 級の項中「副参事」を「室次長、副参事」に改め、別表第 1 第 2 項の表 2 級の項中「主査」の次に「、主任指導主事」を加える。

附 則

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

教 育 委 員 会 訓 令

大津市教育委員会訓令第 2 号

大津市教育委員会事務決裁規程（平成 6 年教育委員会訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

平成28年 3 月 31 日

大津市教育委員会
委員長 桶 谷 守

第 2 条第 11 号中「及び生涯学習センター次長」を「、生涯学習センター次長及び和邇文化センター次長」に改め、同条第 12 号中「所長（）」の次に「教育委員会の指定する」を加える。

第 5 条の 2 第 2 項を次のように改める。

2 教育監は、教育次長の命を受け、学校教育に関する専門的な知識を必要とする事務の遂行に当たるとともに、担当職員があるときはこれを指揮監督する。この場合において、教育監は、教育次長が定めるものについては、次長と同等の職務権限を行使するものとする。

第 9 条第 2 項中「又は主査」を「、主査又は主任指導主事」に、「及び主査」を「、主査及び主任指導主事」に改める。

別表第 1 号の表 1 の部 1 の項第 8 号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

附 則

この訓令は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

大津市教育委員会訓令第 3 号

教育委員会の権限に属する事務を市長の補助機関である職員が補助執行する場合の事務決裁規程（平成26年教

| | | | | | | | | | | |
|--------|---------------------|--|---|--|---|---|--|--|------------------|------|
| | 6 公務災害補償に関する事務 | 限る。) (1) 特に重要なもの (2) 重要なもの (3) 軽易なもの 1 幼稚園の非常勤職員に対する補償の決定及び変更 | ○ | | | | | | 教育総務課長 教育総務課長 | |
| 幼児政策課 | 1 幼稚園の臨時職員の任免に関する事務 | 1 幼稚園の臨時職員の雇用、解雇及び配置の決定 | | | | ○ | | | | 人事課長 |
| 保育幼稚園課 | 1 幼稚園に関する事務 | 1 入退園の決定 | | | ○ | | | | | |

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

大津市教育委員会訓令第4号

大津市教育委員会の事務局及び大津市教育委員会の所管に属する教育機関の職員の条件附採用期間評価に関する規程（平成22年教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

平成28年3月31日

大津市教育委員会
委員長 桶 谷 守

題名中「条件附採用期間評価」を「条件付採用期間評価」に改める。

本則中「条件附採用期間評価（）」を「条件付採用期間評価（）」に、「条件附採用期間中」を「条件付採用期間中」に、「第40条第1項の規定による勤務成績の評定」を「第23条の2第1項の規定による人事評価」に、「大津市職員の条件附採用期間評価に関する規程」を「大津市職員の条件付採用期間評価に関する規程」に改める。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。